

広島県告示第八百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成十九年八月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 解除に係る保安林の所在場所
三次市君田町西入君字鑄原二〇六の一三
- 二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由
道路用地とするため